

市発注工事における建設発生土の取扱いフロー (令和8年4月1日一部変更)

建設発生土の有効利用、適正処理に向けた基本方針

建設発生土の有効利用、適正処理を図るため、中・長期的な建設発生土の需給動向を把握し計画を立てること。

①発生抑止

- 土工バランスや適切な工法選定、現場条件等を考慮した設計により、建設残土の発生を抑制する。※注1)

[平成28年11月10日付け28企技第996号「建設リサイクルガイドライン」Ⅲ.実施事項を遵守]

②現場内利用 (同一工事内)

- 建設発生土を現場内 (同一工事内) で再利用し、搬出を抑制する。※注1)

③指定処分A (工事間の利用)

- 50kmの範囲内にある工事間利用を図る。

[平成21年11月17日付け21企技第1342号公共建設工事における「リサイクル原則化ルール」の運用の徹底について (通知)]

- 官民有効利用マッチングシステムの活用。

ID MTKZZ168S (数字部分は168)

PASS DOP00168 (数字部分は00168)

④指定処分B (先行取得した公共用地)

- 先行取得した公共用地に建設発生土を仮置きし、次年度以降の盛土材として活用。

⑤指定処分C

※ 補助事業等の場合、公的ストックヤードが優先される場合があるので、国・県等の担当部局に要確認

※ 公的ストックヤード及び民間処分場

選定にあたっては、経済比較を基本とするが、経済比較だけでなく、以下の事項等について検討し、総合的に判断すること。

- 処分場の能力 (総受入量、日当り受入量、年間受入量、受入期間など)
- 周辺環境への配慮 (車両等の集中回避など)
- 搬出量の平準化 (中・長期に及ぶ発生量を見通した計画的な搬出)

指定処理C-1 (公的ストックヤード)

※藤原ストックヤード

指定処理C-2 (民間の有償処分場)

工事検査課で指定した処分場

※ 公的ストックヤード・民間処分場とも、受入前の協議が必要になるため、特記仕様書等に記載すること。

受注後の協議を可

⑥協議処理 (受注者選定による発生土受入地での処理)

- 受入地の関係者との調整。
- 建設発生土の崩壊や降雨による流出等で公衆災害が生じないよう適切な措置を講じる。
- 宅地造成及び特定盛土等規制法、都市計画法、森林法、砂防法、急傾斜地崩壊防止法、盛土規制法等の盛土等に関する法令等に違反がないことを必ず確認すること。※注2)

※注1) ①~②については、土質改良等を行うことで建設残土の発生を抑制することも含む。

※注2) 当初積算時には①~⑤により積算し、⑥協議処理による発注は行わない。
受注後、①~⑤の搬出先が種々の理由により受け入れが困難である場合は、受発注者間の協議 (⑥協議処理) により、搬出先の変更を可能とする。